独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社中山製鋼所	コード	5408
提出日	2026/6/2	異動（予定）日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中務　正裕	社外取締役	○										○					有
2	村上　早百合	社外取締役	○													○		有
3	角田　昌也	社外取締役	○							△								有
4	津田　和義	社外取締役	○													○		有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は、中務正裕氏が代表社員を務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払いは僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。	中務正裕氏は、企業法務等を専門とする弁護士として幅広い経験と見識を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を遂行できるだけでなく、社会規範、法令などを遵守した公正な経営および当社のガバナンスの一層の強化に繋げていただけると判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。
2	該当ありません。	村上早百合氏は、株式会社神戸新聞社で培われた報道に関する豊富な経験と見識を有しており、また、同社の執行役員として培われた会社経営における経験と見識も併せて有しております。これまでの実績を踏まえて、社外取締役として独立した立場から、女性としての視点と報道機関出身者としての鋭敏な感性を活かして、当社経営およびガバナンスに対する適切な助言・提言をいただけるものと判断しました。
3	角田昌也氏は、過去(17年前)に当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)に業務執行者として勤務していました。同社は、当社のメインバンクです。	角田昌也氏は金融機関において長年培われた幅広い経験および高い見識と、企業経営者として培われた経営全般に関する豊富な経験を併せ持たれております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。
4	該当ありません。	津田和義氏は長年にわたり多くの企業経営に携わるだけでなく、経営コンサルタント等を専門とした公認会計士・税理士として活躍され豊富な経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。
5		

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。
※6　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。